

熊本県情報公開審査会の答申(平成17年4月18日付け答申第85号)の概要

1 事案の概要

- (1) 平成15年8月18日、熊本県知事(以下「実施機関」という。)に対して、「平成7年2月申請、平成7年7月完了の温泉の件、山鹿市〇〇〇〇地内の温泉掘削許可申請書及び完了届」の開示請求があった。
- (2) 平成15年8月29日、この開示請求に対して、実施機関(担当:健康福祉部生活衛生課)は、「平成7年2月に申請され、平成7年7月に工事が完了した山鹿市〇〇〇〇地内の温泉掘削許可申請書」(以下「本件請求文書」という。)は存在しないことを理由に不開示の決定を行った。
- (3) 平成15年9月5日、異議申立人は本件請求文書が存在するはずであるとして、異議申立てを行った。
- (4) 平成15年10月29日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、当審査会に諮問を行った。
- (5) 今回の答申は、この諮問に対するものである。

2 主な争点

実施機関は、本件請求文書を保有しているか。

3 当事者の主張の要旨

異議申立人の主張の要旨	実施機関の主張の要旨
① 平成13年8月に、山鹿市〇〇〇〇地内で平成7年2月に掘削の申請が行われ平成7年7月に諸設備が完了した温泉があるということを知った。	① 平成7年2月申請の事案は山鹿市内に3件あるが、この中に同年7月付け工事完了の事案はない。
② 平成13年8月に、温泉掘削関係文書を閲覧し、申請の日付と申請者を確認した。	② 山鹿市〇〇〇〇地内で、平成7年7月付け工事完了の事案は1件あるが、平成7年2月申請ではなく、平成6年10月申請の事案である。
	③ 異議申立人は、泉源所有者でも掘削対象地の土地所有者でもない。よって、温泉掘削申請に伴い、異議申立人の同意書は不要である。

4 答申の概要

(1) 審査会の結論

実施機関が、本件請求文書について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

(2) 審査会の判断の要旨

ア 書庫等の調査結果について

当審査会は、本件請求文書の存在・不存在及び関連文書の管理状況を確認するため、健康福祉部生活衛生課の書庫等の調査を行った。しかし、本件請求文

書に該当するものは確認できなかった。なお、関連文書の管理状況は次のとおりであった。

- ・平成7年2月付けの温泉掘削等申請書は8件存在し、いずれも同年2月27日付けで許可されていた。このうち、3件が山鹿市内の土地に係るものであったが、対象地内に係るものはなかった。

- ・対象地内に係る温泉掘削等許可案件は、平成6年11月29日付けで許可された案件だけであった。この許可申請書には、土地所有者の承諾書や泉源所有（管理）者の同意書は添付されていなかった。

イ 本件請求文書の存在・不存在について

本件請求文書を取得していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

また、上記のとおり、当審査会の調査でも本件請求文書の存在は確認できなかった。

よって、実施機関が本件請求文書を保有しているとは認められない。

実施機関	： 熊本県知事（健康福祉部生活衛生課）
問日	： 平成15年10月29日
問日	： 平成17年4月18日（答申第85号）
答日	： 山鹿市内における温泉掘削許可申請書の不開示
事案	： 決定に関する件（平成15年諮問第123号）

答 申

第1 審査会の結論

- 1 熊本県知事（以下「実施機関」という。）が、「平成7年2月に申請され、平成7年7月に工事が完了した山鹿市〇〇〇地内の温泉掘削に係る工事完了届」（以下「本件請求文書」という。）について、不存在を理由として不開示とした決定は妥当である。

第2 諮問に至る経過

- 1 平成15年8月18日、異議申立人は、熊本県情報公開条例（平成12年熊本県条例第65号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、「平成7年2月申請、平成7年7月完了の温泉の件、山鹿市〇〇〇地内の温泉掘削許可申請書及び完了届」について行政文書の開示請求を行った。
- 2 平成15年8月29日、実施機関は、本件請求文書が存在しないことを理由に不開示の決定（以下「本件不開示決定」という。）を行った。
- 3 平成15年9月5日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、本件不開示決定を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。
- 4 平成15年10月29日、実施機関は、この異議申立てに対する決定を行うに当たり、条例第19条第1項の規定に基づき、当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、本件不開示決定を取り消し、本件請求文書を開示することを求めるものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立人が異議申立書及び口頭意見陳述の中で述べている異議申立ての理由を要約すれば、おおむね次のとおりである。
平成13年8月に、山鹿保健所の職員から、山鹿市〇〇〇地内で平成7年2月に掘削の申請が行われ平成7年7月に諸設備が完了した温泉があるということを知った。

第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の不開示決定の理由説明書及び口頭での説明の内容を要約すれ

ば、おおむね次のとおりである。

- 1 温泉掘削工事完了届綴りを確認し、温泉掘削許可申請書を保管している本庁生活衛生課にも問い合わせたが、平成7年2月に申請され、平成7年7月に工事が完了した温泉掘削許可申請は存在せず、工事完了届出書も存在しなかった。

平成7年2月申請の事案は山鹿市内に3件あるが、この中に同年7月付け工事完了の事案はない。

山鹿市〇〇〇地内で、平成7年7月付け工事完了の事案は1件あるが、平成7年2月申請ではなく、平成6年10月申請の事案である。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張する内容及び実施機関の理由説明の内容などを踏まえ、実施機関の決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

1 温泉掘削許可手続について

温泉法第3条は、温泉をゆう出させる目的で土地を掘削しようとする者は都道府県知事に申請してその許可を受けなければならないと規定している。同条に基づき、実施機関は許可手続に関する事務処理要領を定めており、その手続きの主な流れは次のとおりである。

- ①温泉掘削許可申請書の提出（提出先：保健所）
- ②現地調査（調査者：保健所ほか）
- ③申請書の受付（受付：保健所）
- ④関係書類送付（保健所から健康福祉部生活衛生課へ）
- ⑤熊本県環境審議会（旧熊本県自然環境審議会）への諮問
- ⑥熊本県環境審議会（旧熊本県自然環境審議会）からの答申
- ⑦県による許可決裁手続
- ⑧工事着工・完了届の提出（申請者から保健所へ）

2 本件請求文書について

温泉法第3条に基づき、山鹿市〇〇〇地内の土地を温泉掘削するために平成7年2月に掘削の許可申請がなされ、同掘削工事が完了したとして平成7年7月付けで提出されたとされる工事完了届である。

3 書庫等の調査について

（1）調査結果

実施機関は、本件請求文書は存在しないと説明している。そこで、当審査会では、本件請求文書の存在・不存在及び関連文書の管理状況を確認するため、事務局職員をして鹿本地域振興局保健福祉環境部衛生環境課の書庫等の調査を行わせた。しかし、本件請求文書に該当するものは確認できなかった。

（2）関連文書の管理状況

ア 温泉関係届出綴り

山鹿市〇〇〇地内に係る温泉掘削工事完了届は、平成7年7月付けのものが1件あった。しかし、これは、平成7年2月付けの許可申請の案件ではなかった。

イ 温泉関係許可申請書綴り

掘削対象地が山鹿市〇〇〇地内に係る許可申請書は、平成6年11月29日付け許可分を除き、該当がなかった。

ウ 泉源台帳

鹿本地域振興局管内に存在する泉源の所在地、これに係る温泉掘削等の許可年月日及び泉源所有（管理）者等の情報が、市町村ごとに掲載されていたが、山鹿市〇〇〇地内に存在する泉源は、平成6年11月29日付けで温泉掘削が許可された案件以外に掲載されていなかった。

4 本件請求文書の存在・不存在について

本件請求文書を取得していないとする実施機関の説明に不自然な点は認められない。

また、当審査会の調査でも本件請求文書の存在は確認できなかった。

よって、実施機関が本件請求文書を保有しているとは認められない。

5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

熊本県情報公開審査会

会	長	益田敬二郎
会長職務代理者		大江 正昭
委	員	林田美恵子
委	員	前田 和美
委	員	渡邊 榮文

審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成15年10月29日	・ 諮問（第124号）
平成15年12月 2日	・ 実施機関から不開示決定の理由説明書を受理
平成16年11月24日	・ 審議
平成16年12月22日	・ 異議申立人の口頭意見陳述及び審議

平成17年 1月26日	・実施機関からの対象文書不存在理由等の聴取及び審議
平成17年 2月25日	・審議
平成17年 3月24日	・審議